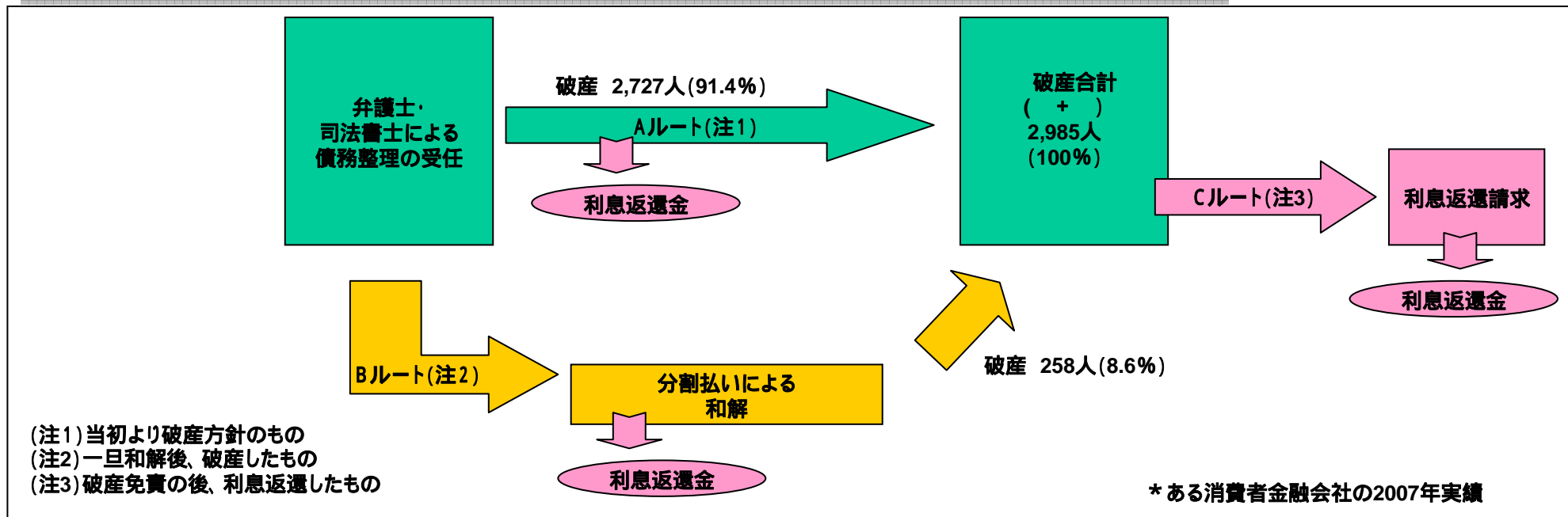


4. 債務整理の実例

利息返還金(過払金)は債務整理に充当されているか・・・破産までの顧客の動向



この会社での2007年の破産数は2,985人であった(上図)

- (1) Aルートの2,727人のうちの450人に利息返還金が支払われている。これは上記 破産者2,985人の15.1%にあたる。日本全体の破産者は148,000人(2007年)だったので、その15%、22,300人に返還金が支払われていることになる。破産の配当原資となるべき返還金のうち相当額が利息返還手数料になっている可能性がある。
- (2) Bルートの破産者の内258人(8.6%)は、一旦債務整理の和解をした後(4ヶ月~1年後)に破産したものである。この258人の債務者は和解時に弁護士等に利息返還手続き手数料を支払い、破産時に破産手続費用を支払っている。上記(1)同様に計算すると日本全体の破産数148,000人なので和解後の破産者はその8.6%、12,700人(年)にのぼり、同様の費用負担をしていると推定される。
- (3) CルートはAルート2,727人の一部であるが、返還請求をせず破産免責決定に至り、その後に返還請求したものである。返還金は債権者の配当原資には一切充当されず、債務者および代理人に分配されている。

利息返還金のうちの相当額は返還手数料に費やされ、個人の再生に役立っていないのではないか

個人は再生に向かっているか…債務整理後の顧客の動向

新規申込客否決件数推移(否決理由別)

		(件)									
		否決年月									
事故内容		200709	200710	200711	200712	200801	200802	200803	200804	200805	総計
契約見直し		50	88	91	75	173	246	289	291	360	1,663
破産申立		346	350	311	213	355	307	355	381	422	3,040
民事再生		77	70	45	41	54	57	73	70	82	569
特定調停		173	161	156	101	128	140	140	133	202	1,334
債務整理		628	582	524	376	507	495	492	527	613	4,744
債権回収		95	98	81	72	92	105	99	104	123	869
延滞		531	573	418	332	487	462	553	521	710	4,587
延滞解消		138	122	102	88	97	80	92	93	102	914
保証履行		24	25	24	19	19	33	33	20	30	227
保契弁済			1	1	1	1		2	1	3	10
連保弁済					1					2	3
強制解約		153	143	135	82	160	160	166	165	167	1,331
支払抗弁中		3		1		1	2	1	2		10
協会依頼		15	15	13	8	23	12	15	17	16	134
事故計		2,233	2,228	1,902	1,409	2,097	2,099	2,310	2,325	2,832	19,435
自社与信基準	借入件数過多	4,594	4,624	4,241	3,226	4,724	4,957	5,202	4,931	5,647	42,146
	その他	8,671	9,643	8,927	7,445	9,735	9,851	10,641	9,819	10,904	85,636
自社基準計		13,265	14,267	13,168	10,671	14,459	14,808	15,843	14,750	16,551	127,782
否決件数総計		15,498	16,495	15,070	12,080	16,556	16,907	18,153	17,075	19,383	147,217

占有率(事故計のみの集計 = 100%)

		断り年月									
事故内容		200709	200710	200711	200712	200801	200802	200803	200804	200805	総計
契約見直し		2.2%	3.9%	4.8%	5.3%	8.2%	11.7%	12.5%	12.5%	12.7%	8.6%
破産申立		15.5%	15.7%	16.4%	15.1%	16.9%	14.6%	15.4%	16.4%	14.9%	15.6%
民事再生		3.4%	3.1%	2.4%	2.9%	2.6%	2.7%	3.2%	3.0%	2.9%	2.9%
特定調停		7.7%	7.2%	8.2%	7.2%	6.1%	6.7%	6.1%	5.7%	7.1%	6.9%
債務整理		28.1%	26.1%	27.5%	26.7%	24.2%	23.6%	21.3%	22.7%	21.6%	24.4%
債権回収		4.3%	4.4%	4.3%	5.1%	4.4%	5.0%	4.3%	4.5%	4.3%	4.5%
延滞		23.8%	25.7%	22.0%	23.6%	23.2%	22.0%	23.9%	22.4%	25.1%	23.6%
延滞解消		6.2%	5.5%	5.4%	6.2%	4.6%	3.8%	4.0%	4.0%	3.6%	4.7%
保証履行		1.1%	1.1%	1.3%	1.3%	0.9%	1.6%	1.4%	0.9%	1.1%	1.2%
保契弁済			0.0%	0.1%	0.1%	0.0%		0.1%	0.0%	0.1%	0.1%
連保弁済					0.1%					0.1%	0.0%
強制解約		6.9%	6.4%	7.1%	5.8%	7.6%	7.6%	7.2%	7.1%	5.9%	6.8%
支払抗弁中		0.1%		0.1%		0.0%	0.1%	0.0%	0.1%		0.1%
協会依頼		0.7%	0.7%	0.7%	0.6%	1.1%	0.6%	0.6%	0.7%	0.6%	0.7%
事故計		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

●事故内容の特徴

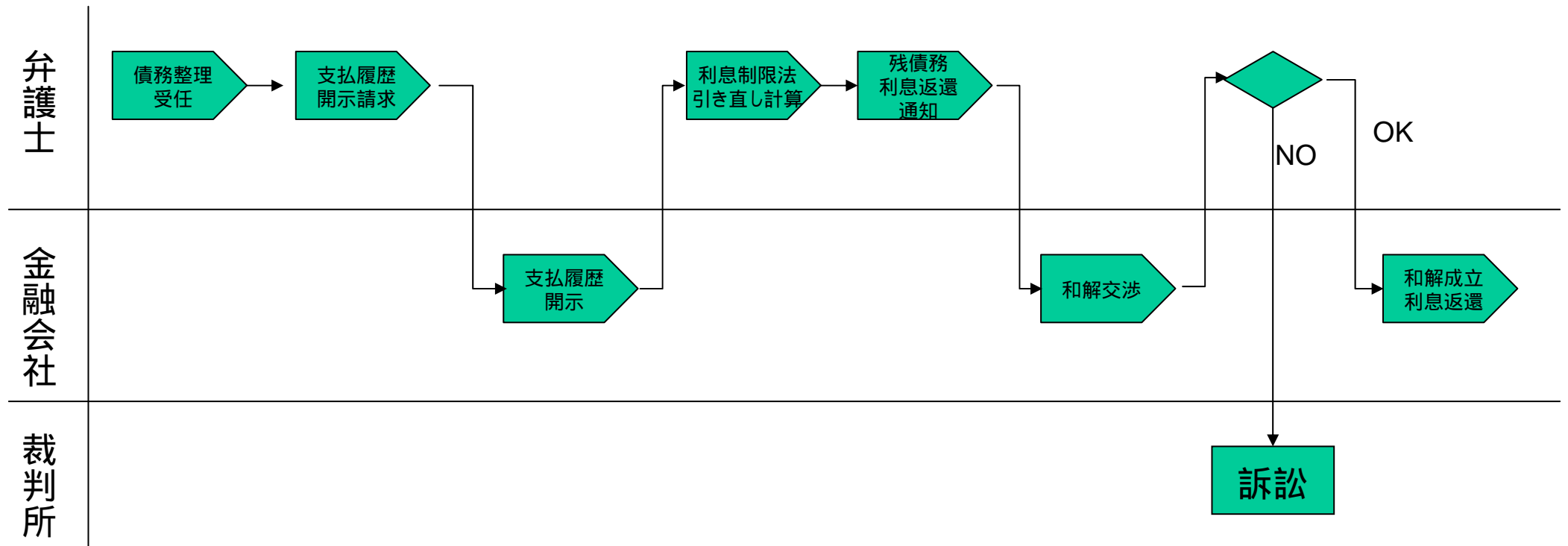
- 契約見直し(利息返還請求)が直近9ヶ月間で7倍に増加。
- 破産申立、特定調停、債務整理などは横ばいだが高水準で推移。
- 全体で見ると事故客からの申し込みが減る傾向はまったく無い。

●読み取り

- 利息返還請求客のみが増加
 - ・このまま行くと近いうちに否決理由の第一位になることが明らかに予測される。
債務を整理した自己認識が薄いためではないか。
 - ・利息返還請求客からの申込数を業界全体で合計すると月間万人単位(年間十万人単位)の規模に達すると推定される。
相当多くがヤミ金に流れ込む可能性がある。
- 破産、特定調停、債務整理なども依然高水準のまま推移。
- 借入件数過多を理由とした否決客は前年同期(2006年9月～2007年5月)に比し16%増加。
(貸付件数基準をさらに厳格化したため。) これらの債務者も借入先を失っている

顧客が再生に向かっているとは言いがたい現実がある カウンセリング機能強化が必要

5. 債務整理の実態



債務整理での現状の弁護士の業務の実態

- ・支払い履歴の開示請求を行えば、金融会社はすべて履歴を開示しなければならないので手間はない
- ・利息制限法の利息の引き直し計算は、専用ソフトが安価に販売されており、入力するだけである。
- ・引きなおした結果を金融会社に通知すると、過払金がある業者はあまり抵抗せず支払う。
- ・過払金がない債権は、あまり熱心に減額交渉はしていない。
- ・訴訟に至るのはわずかであり、訴訟を提起すれば必ず勝訴する。

別紙参照
資料:2
資料:6
(P2~8)

実態としては、以前の債務整理より交渉に手間はかからないにもかかわらず、弁護士報酬だけは格段に上がっている

6. 債務整理における金融会社の本音

金融会社の本音

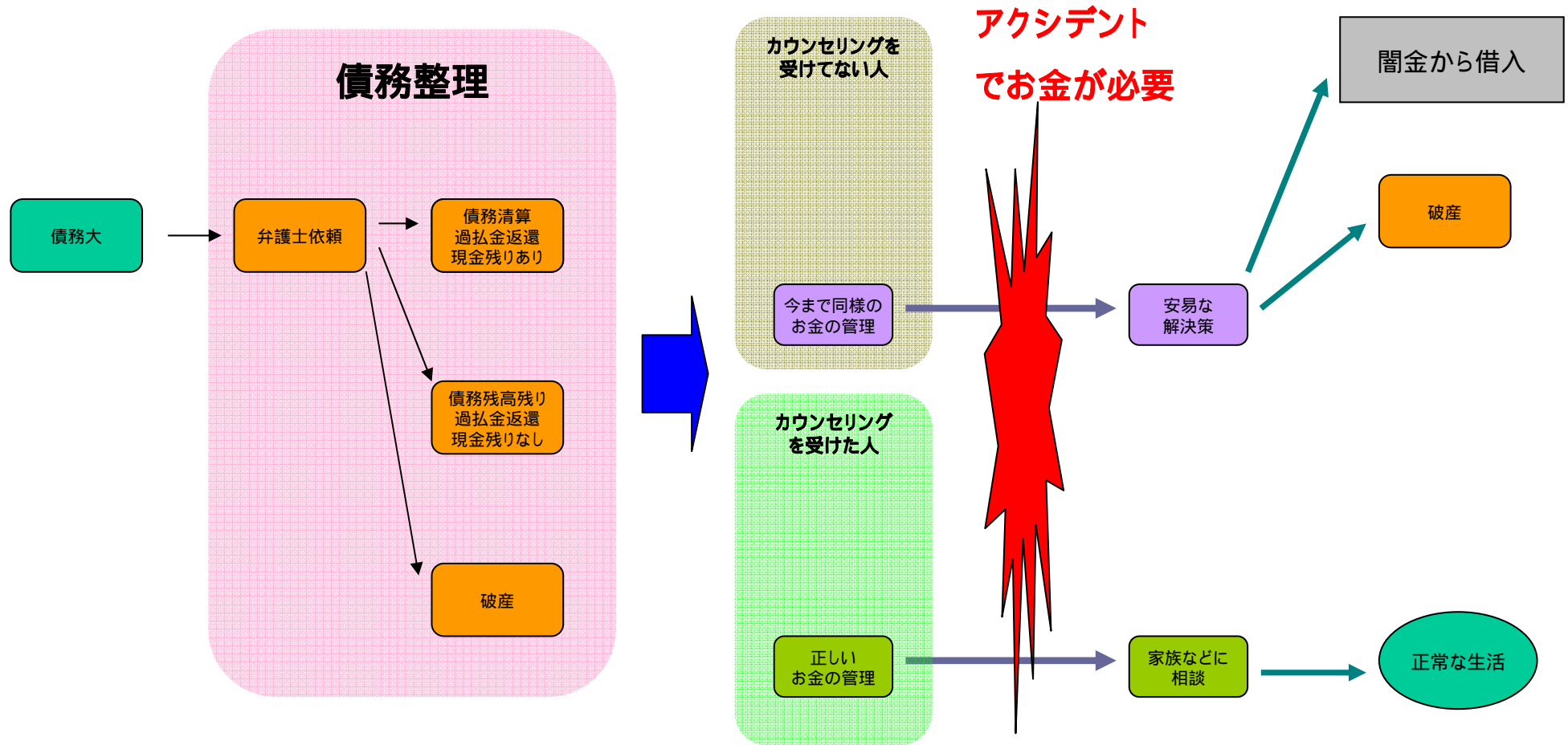
『債務整理をするなら、お客様が立ち直れるような債務整理をして欲しい』

このような公的な専門機関が必要ではないのか

公的な債務整理
の機関
(NPO法人でも可)

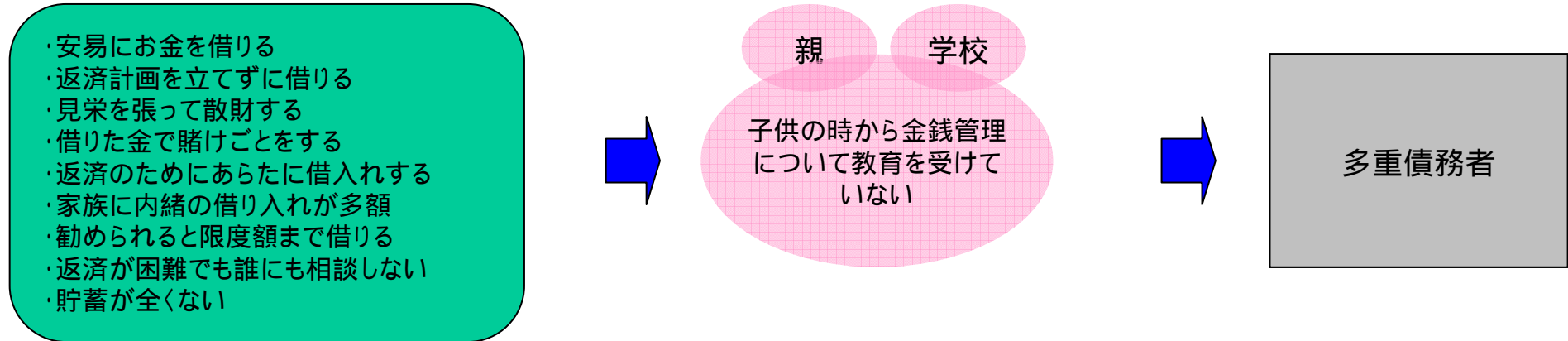
- ・弁護士と同等の債務整理における権限
- ・債務整理の手数料は実費程度
- ・債務者へのカウンセリング機能
- ・債務整理後の相談機能
- ・緊急融資機能

7. 債務整理での問題点

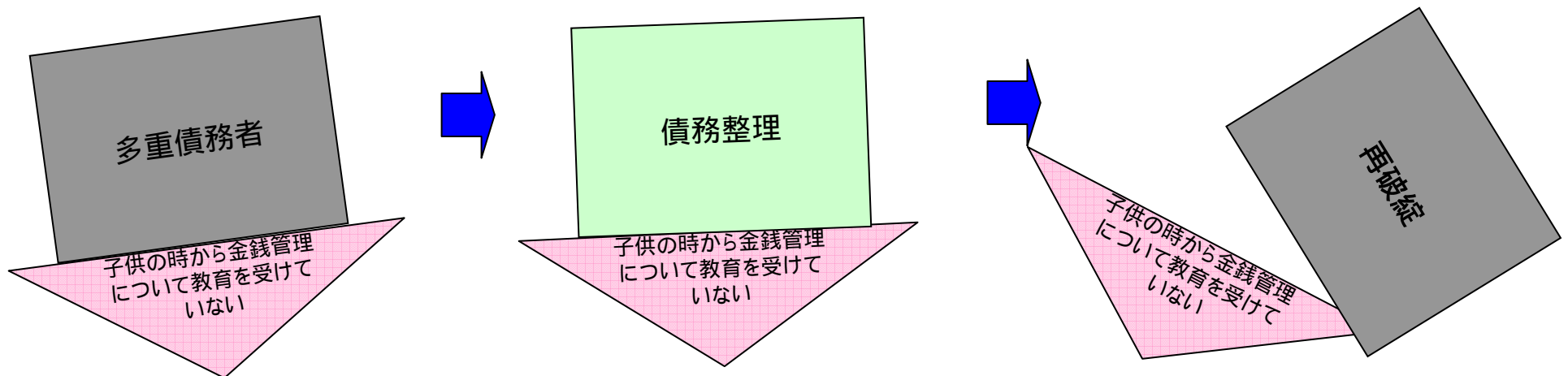


十分カウンセリング行わずに債務整理をしても真に立ち直れないことがある

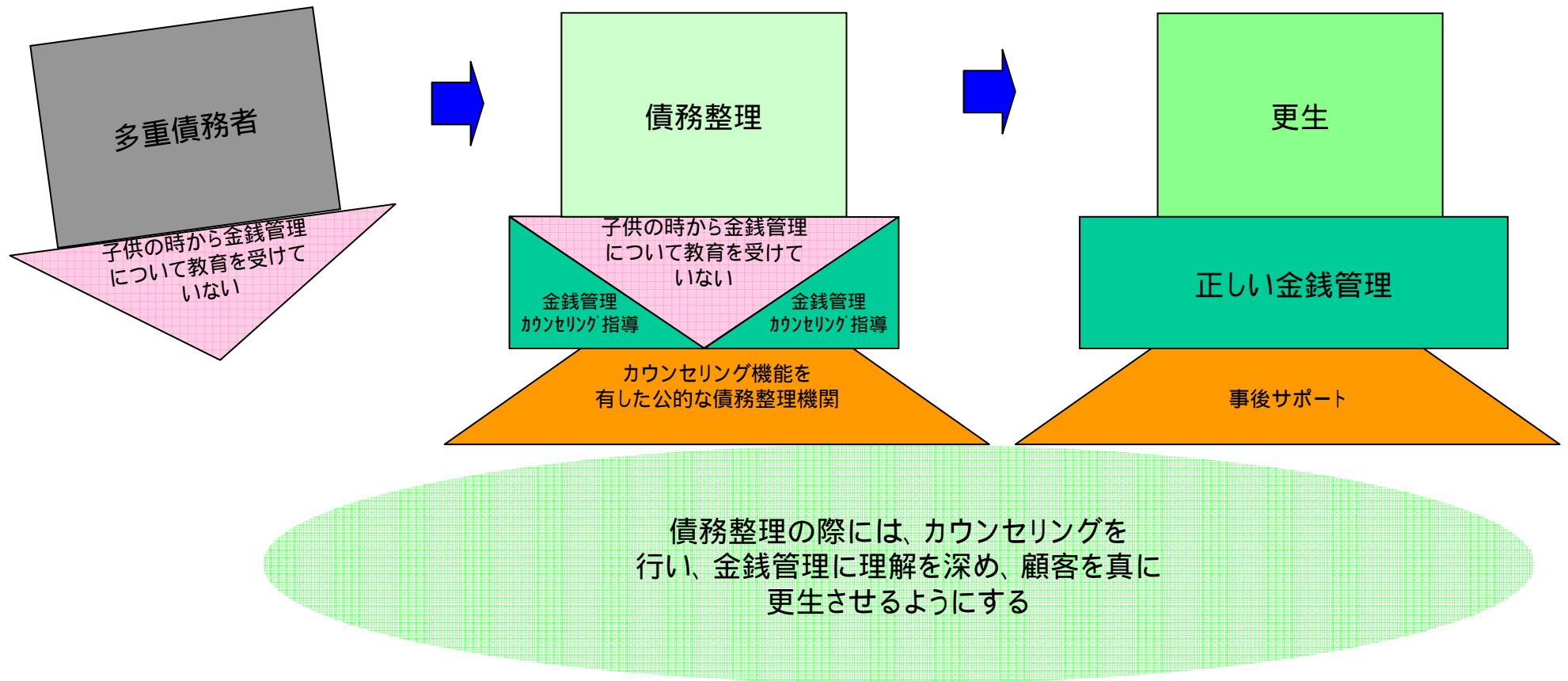
8. 多重債務に至る原因の理解が重要



カウンセリングをせずに債務整理をしても……



9. 私たちの提言



債務整理を行う場合は、カウンセリングと連携すべきである

(参考)日本の大手消費者金融会社の成長の要因

(1)現金社会が成長を後押し

2004年 家計部門の支出に占めるカード決済の割合
日本 10.1% アメリカ 27%

(2)中心的な顧客像 「低収入の若年層の男性」

新規顧客のうち 男性 72.1% 年収400万円未満が66.4% 健全なニーズに対する積極的融資

(3)高い収益性

2003年度 総資産に対する営業利益の比率
大手4社 6.5% 大手銀行4行 0.2%

消費者金融会社平均貸付金利 25.43%(年率)
大手銀行のフリーローン(用途自由・無担保) 6~7%台

(4)優れた与信管理

蓄積したノウハウ、顧客データ モデル精度の高い自動与信管理システム

(5)信用情報の優位性

全情連情報 リアル残高情報保有 高い情報精度

(6)利用者メリットを追求

即時性、利便性、秘匿性

上限金利引き下げ後は、平均貸付金利は16%。今までのビジネスモデルでは、大手消費者金融会社でも困難。ましてや中小業者は、生き残れない。

消費者金融会社の成長の要因をまとめると、上記のようなものが挙げられる。